

第7回教育委員会記録

平成12年4月12日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成12年4月12日(水) 午後2時5分～午後3時15分
場 所 教育委員会室
出席委員 委員長 舟 生 清 委員長職務代理者 大 門 哲
委員 鬼 丸 かおる 委員 丸 田 頼 一
欠席委員 (なし)
出席説明員 教 育 長 與 川 幸 男 事務局次長 松 本 義 勝
事務局参事 辻 武 庶務課長 佐 藤 博 継
事務局副参事 田 中 哲 学務課長 和 田 義 広
施設課長 秋 葉 正 行 指導室長 工 藤 豊 太
社会教育スポーツ課長 社会教育センター所長
荒 井 健 一 伊 藤 俊 雄
中央図書館長 中央図書館次長
古 川 正 司 杉 田 治
事務局職員 庶務課係長 木 下 淳 法規主査 能 任 敏 幸
担当書記 後 藤 行 雄
傍聴者数 1 名

会議に付した事件

- 報告案件 1 住民監査請求に対する監査結果及び住民監査請求の取り下げについて
2 杉並の教育を考える懇談会の設置について
3 平成12年4月1日現在、児童・生徒数、学級数について
4 健康学園入園児童決定状況について
5 国旗・国歌の実施状況について
6 教育委員会後援等名義使用承認について
7 平成11年度青少年委員実践集録の発行について
8 文化財保護指導員の委嘱について
9 杉並区済美日曜教室実施要綱の制定について
10 区立図書館の特別整理に伴う臨時休館について

委員長（舟生） ただいまから、平成12年第7回杉並区教育委員会定例会を開会いたします。本日の署名委員に、丸田頼一委員を指名いたします。

本日は、議案がございません。報告案件が10件ほどございます。1番「住民監査請求に対する監査結果及び住民監査請求の取り下げについて」庶務課長よりお願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから住民監査請求に対する監査結果と請求の取り下げについて概略をご報告いたします。

監査結果につきましては2件出されておりました、一件目平成12年1月11日提出された、「都職員の超過勤務手当に係る区費加算に関する杉並区職員措置請求監査結果」。これについては、本件請求は、「理由がないものと認める」という扱いになっております。監査委員の判断といたしましては、いわゆる給与負担法第1条の解釈ということで、学校の経費の分担を都と区で決めたものにすぎないということで、この規定を根拠としまして、超過勤務手当支払い請求権を否定することはできない。したがって、直ちに違法とはいえないというべきである。それと都条例の規定に基づき支払うことは給与条例主義に違反するものではないというべきだ。このような理由から請求理由がないものとされました。

これに関しまして、監査結果に対する住民訴訟というのが平成12年4月6日付で東京地方裁判所民事二部のほうに提起されております。

もう1件ですが、提出年月日が平成12年1月12日のもので、「区職員の超過勤務手当に関する杉並区職員措置請求監査結果」というものですが、これにつきましても、本件請求は理由がないものと認めるとの扱いになっております。監査委員の判断といたしましては、給食実施に伴う業務は昼休み時間休憩時間と競合しており、昼休み休憩時間中の超過勤務を命令せざるを得ない。給食指導の円滑な実施等のため木目細やかに行き届いた業務を行っていたものと理解できる。また、昼休み実績簿のみを根拠として勤務実績がないものとする請求人の主張は認められない。ということで理由がないという結果になってございます。

それから住民監査請求の取り下げですが、平成12年2月18日付の「小中学校職員の勤務時間等に関する杉並区職員措置請求」という請求が提出されておりましたが、これにつきましては、平成12年4月5日付で取り下げとなっ

ております。

私からは以上でございます。

委員長 ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

委員長職務代理者（大門） この問題になった手当は、したがって今後とも支給されるということになりますか。

庶務課長 都費の方の手当ということでしょうか。

委員長職務代理者 ええ。

庶務課長 今の時点でいいますと、監査請求の問題がございました平成12年1月分以降については支払っておりません。今後については、支払わない方向で考えていかなければならないと考えております。

鬼丸委員 2件目の区職員の給食についてはどうなったのですか。これも住民訴訟となったのですか。

庶務課長 これについては住民訴訟とはなっておりません。

鬼丸委員 いまの監査請求の対象となったのは、平成10年度の支出ですか。

庶務課長 住民訴訟の対象となっておりますのは、過去6年間でございます。

鬼丸委員 過去6年間。住民訴訟の対象は1年の範囲内でしょ。そうでしょ。

庶務課長 基本的に1年ですが、例外規定がございまして、そちらのほうで、過去6年となっております。

鬼丸委員 例外規定を根拠として6年ということですか。

庶務課長 はい。

委員長 よろしいですか。監査委員の判断では、穏便な扱いをしていただいたようですね。

教育長 ただ、請求人に提訴されております。都費職員について区給与条例に基づかないで支出をしていることについては、今後裁判所の判断ということになってまいります。

委員長職務代理者 類似の裁判というのは他にあるのですか。今回が初めて。

庶務課長 他区でも同様の提訴がされておりますし、東京都の関係でも提訴されていると聞いております。

委員長 よろしいですね。それでは2件目「杉並の教育を考える懇談会の設置について」事務局副参事お願いいたします。

事務局副参事 お手元に資料1から3まで計5枚の資料が配付してございます

が、これに基づきまして説明させていただきます。

資料1でございますが、「杉並の教育を考える懇談会の設置方針（案）」ということで、1としまして、「設置の背景・目的」でございますが、今日社会全体のグローバル化や成熟化がいわれておりますが、ある意味でこれまでのさまざまな社会システムが制度疲労をきたしている時だと思えます。そのような中、教育のあり方も今大きな転換期を迎えているのではないかと捉えております。そうした中で、いわゆるいじめ、不登校、青少年犯罪の問題とか、教育をめぐる危機的な課題が山積している時期であります。こういう時期なればこそ、豊かな人間性であるとか、創造性の育成という本来教育に求められるあり方というのが問われている。という認識がまず記載されております。このような状況のもとで、国ではすでに中教審の答申を受けた新たな取り組みがあり、一方で杉並区は名実とも基礎的自治体として自立したわけでもあり、区として自らの責任で、杉並の21世紀を展望した教育のあるべき姿を描いて、区民の期待に応えていかなければならないと認識いたしております。

従いまして、区教育委員会としまして、このような状況を踏まえて、また、このたびの分権による区教育委員会の権限拡大を絶好の機会と捉えて、広く有識者等の意見を聞くということを目的に同懇談会を設置するものでございます。

「2 懇談会での検討内容」でございますが、(1)から(4)までで整理してございます。(1)は全体に関わるテーマでございますが、「魅力ある教育の推進について」という見出しとなっております。教育というのは、いかなればあらゆる社会システムの基盤でありまして、この教育の分野が元気で魅力あつてこそ、初めて充実した区民生活が実現できるという認識のもとに、あらゆる区民が生涯にわたって、いきいきと学習できる環境整備のあり方であるとか、学校教育と社会教育の連携であるとか、そういった問題について、21世紀の杉並の教育のあるべき方向性について、この部分では、幅広く意見を求めていきたいと思っております。

(2)としまして、ここからはいってみれば具体的なテーマになってくるわけですが、「開かれた学校運営について」というテーマとなっております。教育の現場である学校が、自主性を高めて、あるいは個性ある教育を進めて、

地域の声を反映しながら、特色ある学校づくりを推進していくことによって、それぞれの学校の活性化が図られるとの認識のもとで、例えば学校の自由選択制度、学校評議員制度のあり方などについて意見を求めていきたいと思えます。

(3)は、「学校教育のあり方について」という見出しで、14年度から新学習指導要領に移行するということと、その一部は12年度から前倒し実施があるわけですが、こうした状況を踏まえまして、ひとつの目玉でもある総合的な学習の時間への取り組みという問題、あるいは自然体験やボランティア活動などの体験学習、地域の人材活用などのテーマについて意見を求めていきたいと思えます。

(4)でございますが、「幼児教育及び障害児教育について」ということでございます。幼児教育については、少子化あるいは核家族化、女性の社会進出といった状況がございますが、このような状況に留意しながら、区の幼児教育の今後のあり方でありますとか、条件整備といったことについて意見を求めていきたいと思えます。また、障害によるもろもろの困難の改善、克服のために必要な障害児教育のあり方についても意見を求めていきたいと思えます。

「3懇談会の進め方」でございますが、後程ご説明申し上げますが、有識者等により構成する懇談会の中で、ただいまご説明いたしました2の4点の課題等について、提言を求めていきたいと思えます。ただし、早急に対応すべき課題等につきましては、中間で提言を受けるということも考えております。また、ホームページの活用であるとか、PTAあるいは子どもたちとの集会などを介しまして、多くの区民の意見を汲み上げて、懇談会の議論に活かしていきたいと思っております。

最後に「4懇談会の設置期間」でございますが、懇談会は提言を受けるまで設置するものと考えておりますが、その期間は、おおむね12年度末まで1年間と考えております。ただし、意見集約に時間を要する場合には、延長も考えております。以上が設置方針(案)でございます。

資料2は設置要綱(案)となっております。第1条で設置の目的を掲げております。第2条は所掌事務ということで、「懇談会は、教育全般に関し必要な事項を調査、審議し、その結果を教育長に提言する。」という規定にし

ております。

第3条の構成ですが、学識経験者6名以内。教育関係者5名以内。計11名以内ということで考えております。任期は、委嘱の日から提言をおこなったときまでと考えております。

第5条では、会長及び副会長の規定をしております。第6条では、会議の取扱いについてですが、会議は原則公開と考えております。ただし、懇談会の議決があった場合には、非公開とすることができると規定しております。第7条では、懇談会の中に幹事を置くことを考えております。幹事は、区職員の中から教育長が指名するということで、教育委員会の管理職を充てることを考えております。庶務については、教育委員会事務局庶務課で行うこととしております。要綱については、おおむね以上のような構成になっております。

資料3では、候補者の一覧を掲げてございますが、構成として先ほどご説明しましたとおり、学識経験者6名を予定しております。今現在決定しておりますのは、小林 登先生。国立小児病院名誉院長、東京大学名誉教授。二人目が、石川 好さん。作家の方。三人目が森田 勇造先生。青少年交友協会理事長。四人目が薩日内 信一先生。元の中教審の委員で、当区の指導室長のご経歴がございます。記載してございませんが、大東 百合子さん。杉並区文化・交流協会理事長に就任なさる方ですが、ご了解を得ております。従いまして、現在までに5名の方が決定しておりますが、あと1名の方につきましては、今後とも交渉をしております。

教育関係者でございますが、小学校校長会の会長、平林先生。それから、中学校校長会の会長、長谷川先生。私学の方から、日本大学第二中学校長、林先生。小学校PTA連合協議会の高瀬さん。中学校PTA協議会の高橋さん。以上5名の方にご参画をいただくようお願いをいたしております。

私からは以上でございます。

委員長 わざわざここに(案)と記載されておりますが、委員のみなさんも今日ここで初めて見るわけで、ご意見等なにかありましたらよろしく願いいたします。

委員長職務代理者 質問ですが、設置者は誰になりますか。

事務局副参事 いうなれば、教育長の私的諮問機関という位置付けで、教育長

からの委嘱により、提言も教育長にさせていただくと考えております。

委員長職務代理者 では、要綱を決定するのは委嘱した委員さんが決めるということになりますか。

事務局参事 要綱の決定については、教育長が決定することになります。

委員長職務代理者 なるほど。

丸田委員 懇談会の検討内容に関してですが、いわゆるソフトの面が多いですね。開かれた学校教育とか、教育計画はどうあるべきかとか。ハード面の教育環境というのは、議論の対象には考えていないわけですか。

事務局参事 議論としては、幅広くお伺いするということですが、喫緊の課題と申しますか、個別の課題がございますので、それに関しては逆にお伺いをして意見を聞こうという考え方です。それ以外のことについては、広くご意見を聞く。ハードのことについてもご意見をいただければと考えております。

丸田委員 二点目として、ものを作ったりすると、何年後とか。いつを目標とするとか、という話になるのですが、21世紀を展望してということになると、かなりの長スパンがありますよね。ですから、短・中・長・超長期、のスパンがあると思うのですが、だいたいいつごろを目標に考えているのですか。

事務局参事 そういったスパンについては、まだ決めてはおりませんが、ここ一・二年の短いスパンではなく、もう少し長い期間を見とおした教育議論と申しますか、そういったものをいただければと考えております。ですが、教育は百年の計と申しますが、五十年とか百年とかの長期はいかなものかと、ただ、十年・二十年は視野に入れなければならないだろうと思っております。

丸田委員 わかりました。

委員長 懇談の内容が記載されておりますが、このほかに緊急な課題として、杉並区の課題として、学校給食のあり方、委託にすべきか、学校で続けていくべきかという問題。あるいは、健康学園の廃止云々というようなことも、区議会などで論議されており、それらの問題はどこに入り、どうなりますか。

事務局参事 お話のある中身について、具体的な提案というのは考えていないのですが、この懇談会の中ではいろいろなご意見が出てくると思いますので、最初に、現在の教育委員会の運営している中身についてご説明いたしますので、その中で問題提起として委員さんの中から上がってくるのかなど。その

中で委員さんに議論していただければと考えております。もし、個別の課題として上げて議論をしていただくことも考えられます。

委員長 いや、ここで総合的な学習の時間への取り組みなどと、大変具体的に提起されているでしょ。だから、このような緊急の課題について、区民の意見を聞いて、あるべき姿を求めていくということであるか、学校給食の問題など、地域の児童生徒、保護者の関心の高い問題だと思うのです。だから、そういう問題とか、南伊豆健康学園の問題にしても、世話になっている児童や保護者だけでなく、区全体として障害児教育に係る問題として、大所高所から問題を考えていくべきだと思うので、懇談会がせっかく設置されるのだから…。

学務課長 いいでしょうか。

委員長 どうぞ。

学務課長 いま、委員長がおっしゃたような部分につきましては、行革推進本部のもとに具体的に、例えば健康学園ですと、全庁的な検討組織が設置され、活動を開始しております。それから、学校給食についても、これから推進本部のもとで、どのようにすすめて行くかということで考えていくというように、具体的には詰めていくという動きがございます。

今回の教育を考える懇談会につきましては、設置の背景や目的にもございますけれども、そういった区の教育の現状といたしますか、そのようなお話の中で、個別具体的なことを、大所高所から議論するというところで、個々の課題について、基本的・具体的な検討については、行革推進本部の検討組織の中で詰めていくということになります。

さきほどの、委員長がおっしゃた検討課題のどこに入るかという話になれば、例えば健康学園は(4)の障害児教育でしょうし、学校給食については、保健体育審議会等の答申を踏まえていけば、総合的な学習というなかで、保健教育を絡めての部分というようなことは出てこようかと思いますが、進め方としては、基本的には個別課題として、行革推進本部のほうで進めていく。

検討の、なんと申しますか上レベルのほうで方向性を出していただく、それを踏まえて、私たちは事務的に詰めていくということになるかと存じます。

委員長 そうであるとすれば、いま学務課長が言われた行革本部で検討してい

る課題については、この懇談会では課題にしないということではないのでしよ。

学務課長 非常に進めかたが難しいと思いますが、さまざまな課題ということで、全体的な教育課題と共に、杉並区での教育課題として最初のところでは、説明していく必要があるかと思っております。そういったところで、お話できますし、先ほど、参事より申し上げましたように、あまり絞り込んだ懇談会ではないという運営で進めていけば、また、いろいろ議論のあったときに、私どもの方で経過説明するなり、今後、進めかたの中で考えられることかな、と思っておりますが、基本的には行革推進本部の検討も進めていくことになろうかと思っております。

委員長 その点は、それで解るのだけれども、せっかく懇談会を設置し、21世紀を云々というように、杉並の教育がどうあったらいいかということをも有識者等を集めて意見を聞くというのだから、区のサイドで、行革推進本部で決めたことについては関係ない、というのでは緊急課題の認識が違うのかもしれないが、懇談会でも検討してもらうのが筋ではないか。

そのことについては、区のほうで区長部局を中心として検討しているから、もっぱら懇談会は、自由化とか評議員制度だけを考えていけばいい。ほかはあまりということになると、杉並の教育を考える懇談会ということだから、さびしくはないかね。

事務局次長 今回の懇談会をどのように捉えるかという事については、いろいろご意見があろうかと思っております。その中で、今回は少しフリーに意見を出していただくことが目的でありましたので、具体的な課題を提起して、その検討をしていただくことを想定しておりません。とは申しても、まったく何も提起しないのでは議論になりませんので、このような4点を提起いたしました。

今回の設置の目的は、委員長がおっしゃたように確かにいろいろ直面する課題がございますが、それらについては、行政のレベルでやっていかなければならない課題でございますので、今回の懇談会に提起するのは違うのではないかと考えております。懇談会では、もう少し先を見据えまして、あり方をどのようにすべきか。それを受けて、教育委員会として具体的な政策として取り込んでいく形になろうかと思っております。

委員長 わかります。

事務局参事 ただ、委員長がおっしゃておられますように、逆に問題提起された場合の考え方が示されるということはあろうかと思えます。

委員長 やはり給食ということについて、給食という業務を行政がやっているということではなく、子どもや親を通して、区民を通しては、3食のうちの1食ではあるけれども、給食の問題というのは大変な問題だろうと思えます。区議会でも議論となっていたけれども、調理の人との関係とか子どもが親しんでいるいろいろな話がある。せっかく杉並の教育を考える懇談会なのだから、いま杉並の教育の問題として、教育委員会も議会も問題としている給食とか、健康学園の存続の問題は、他でやっているから、懇談会には関係ないという態度でなく、やってもらったらありがたいのだが。

事務局次長 他で検討しているからという意味ではなく、例えば給食の問題にしても、いま問題となっているのは、給食を委託にするか、直営のままとするかという話なのですね。しかし、懇談会では、給食というものが、学校教育の中でどのような位置付けで、どのように指導運営するかという議論はあるべきですが、委託にするか、直営かというのは直接教育内容に関わるものかなと思えますし、いま問題となっている委託にするかを懇談会の直接の課題とすることは設置目的からなじまないと考えております。

委員長 わかりました。ただ、保護者や区民にとっては、緊急の問題は問題なのだから。システムどのようになるか、給食は続けるのだから関係ないのでなく、いまの給食が変わるということに危惧を持っていることは確かなんですよ。そのようなことも、話を一步下げて、委員が給食の問題もあるということを感じ取ったら、遠慮なく意見をもらうという態度で臨むということだね。

事務局次長 こちらから答申をいただくために諮問することではないということですよ。

委員長 わかります。ただ、こちらから枠をはめて、これとこれでは、懇談会委員さんとしてもやりにくいであろうと思えます。その中には、給食のこともあり、健康学園のこともある。親のほうでは、すでに察知していることでもあり、機会があれば、ぜひ吸い上げて欲しいと思えます。

事務局次長 ここにありますのは、例示でありますので扱うこともあろうかと

思います。

事務局参事 そのような考え方でございます。教育全般についてご意見をいただく。当面の課題として個別のものについて、このようなものがございませので、このことについても議論いただきたいということ進めていきたいと存じます。

委員長職務代理者 とはいえ、中心となる議題は学校自由選択制だと思うのですね。皆さんご存知のことと思いますが、パーマネントエクスクルージョンだとか、フェラスクールだとか、スーパー校長とかいう言葉はイギリスにしかないのです。なぜかというといギリスにだけ学校選択の自由があるからでしょう。学校選択の自由が始まってからイギリスで起きているさまざまな問題というのは、学校選択にすれば教育が良くなるということではないということを示していますね。その意味で、あくまでも慎重に、動き出してから後に戻ることがないように、外国の事情もよく調べた上でやってもらいたいと思います。

最初に言いました、パーマネントエクスクルージョンというのは、義務制の小中学校で、矯正学校にいて小学校に戻さない生徒の数ですね。今イギリスでどのくらいいると思いますか。約五万人ですよ。そのような子どもたちが通う学校がフェラスクール。学校自体がフェラー、失敗なんですね。「失敗学校」そんな言葉、多分英語の辞書を引いてもないでしょ。それが、ここ数年で出てきていることが大きな問題だと思うのです。それで、そのフェラスクールを何とかする校長をスーパー校長と呼ぶんですね。ところが、実際には成功していないのです。なぜ、そのようになったかについては、僕は僕なりの意見はありますけれども、そのことを含めていま言ってしまうと、この懇談会の自由な発言を妨げることになりますので、申し上げますが、具体的な問題が出てきたときにはイギリスの例も含めて十分皆さんと話たいと思っております。

前に、区議会で委員長にいろいろとご質問がありまして、議論してないのではないかとの話がありましたけれども、僕は実は議論していなくて良かったと思っております。なぜしなかったかという説明ができない状態になっていたことは間違いだと思っております。アカウントビリティ、説明責任といいますが、あくまで自由にさまざまな意見がでた後で、意見をいうのが我々の立

場だと思っています。ですからそういう意味では、いまはこれ以上申し上げませんが、先に結論を内心決めて、それに強引に引張っていくという運営はやめていただきたい。それは行政のモラルですね。行政というのはやはり、いろいろな人の意見を聞いて、中庸な運営するということだと思いますので、そこは十分注意をして運営していただきたいと思います。

鬼丸委員 その意味でも問題になるのは、懇談会委員のメンバーではないかと思います。まだ、学識経験者が全員選出されていないので何とも言えませんが、いま大門委員がおっしゃたように海外の教育事情とか、小中学校より上の教育まで睨んだ方の選出がされているのかが非常に大事だと思います。

その意味で、この中に、教育者ではなく教育の専門家、教育学とか教育システムとかの専門家がいらっしゃるのか教えてください。

それと、今後、選出するお気持ちがあるのかどうかをお聞きしたい。

事務局参事 このなかで、森田勇造さんという方は、海外にも出て、その国の青少年との関わり、活動をされております。

鬼丸委員 それは実際の活動ということですか。理論とかではなく。

事務局参事 学校教育というよりも、むしろ青少年教育という立場で活動されていると聞いております。

鬼丸委員 ドイツでもそうですが、各国で教育について、特に学校教育について、いろいろ試みておりますね。そういったことについて、実際と理論との両方をご存知の方が、やはりお一人はいないと。失敗してからでは遅いと思います。

事務局参事 鬼丸委員のおっしゃっている内容と同じ思いを、森田さんは、私どもが訪れた際に語ってございました。

鬼丸委員 そうですね。その辺を考慮した人選をお願いいたします。

事務局副参事 資料には記載してございませんが、先ほど委員へのご依頼をしてきたところですが、大東 百合子先生のご経歴の中で、元津田塾大学の学長であり、教育学についての造詣も深いですし、薩日内先生も先の中教審の委員であり、ご経験も多いので、このような方々の幅広い見識をこちらの方で引き出しまして、より良い議論をと考えております。

事務局次長 小林先生も医学の分野ではございますが、国際的にご活躍をなさっており、現在は、医学を踏まえた「子ども学」を提唱されているというこ

とで、いろいろと諸外国のことについて精通していると存じております。

鬼丸委員 小児科医としては、ご高名な方ですね。

委員長 大門職務代理者からの意見もありましたが、議会においてされた質問者の意図は、我々教育委員へ向かってのことだと思います。要するに、せっかく懇談会を作っても、教育委員会の結論を追認して、それで、区民の意見を聞いたというのではなく、ほんとに懇談会に集まってくださった方々の意見を十分に尊重しながら、教育長に報告し、その報告をどこまで委員会として考えていけるかということが重要なのであって、はじめにこちらの考えがあってということではなく、懇談会委員の意見を尊重して、杉並の教育に誤りのないように取り組んでいきたいと思えます。その点はよろしく願いいたします。あまり枠をはめてしまう事のないように、慎重にすすめてください。

議会の質問にもあったが、区民の代表というのは、ここでは、教育関係者というのが、PTA代表を除くと杉並区在住ではないが、区民の代表と考えてよいのか。

事務局参事 そのような考えでございます。さらにこの方々のみでは十分でないことも考えられるので、区民の方々から意見をいただく機会を設定する方策も考慮しております。

委員長 学識経験者の中には、区在住者はおられますか。

事務局副参事 森田先生と大束先生は、区内在住でございます。

鬼丸委員 設置方針というのは、教育長名で決定しているのですか。

事務局参事 特に教育長名ということではなく、この方針のもとに要綱が作られているということです。この設置方針にありますことは、いずれ教育委員会にも報告いたしますので、教育委員さんにも方針をご了解願いたいということでございます。

鬼丸委員 たとえば、設置方針の(2)の「そのため」ということで学校の自由選択制度云々と記載されておりますが、このような具体的なことを設置方針の中に記載するということがいいのだろうか、と疑問に思うのですが、むしろ具体的に記載することがミスリーディングになるのではないかという気がしますが。私自身としては、ここであまり具体的な記述は良くないと思えます。

事務局参事 設置をするという考え方と同時に、設置の中でどのような議論を

求めるのかということでは、幅広くご意見をいただきたいという考え方はあるのですが、個別の課題についてもご意見をいただくとしております。個別の課題として、学校選択性ですとか、学校評議員制ですとかについて、導入の可否や対応等について、ご意見を聞いていきたいと考えております。

教育長 このことについては、すでに中央教育審議会で答申されていることをごさいますし、文部省の昨年の教育改革プログラムの中でもこの二つは入っておりますので、文部省の指示もあり、私どもとしても進めていきたい、少なくとも検討するに値するテーマと考えております。また、抽象的過ぎますと何を議論するのかということになりますので、多少具体性を持ってということで、教育改革プログラムにもあるということで記載しております。

鬼丸委員 もちろん議題の中で具体的に出すのはかまわないですが、また、そうしなければ進まないのですが、設置方針の中で謳うのがいいのかどうかということですか。

教育長 そのようなことになると、(3)の学校教育のあり方なども新学習指導要領や、総合的な学習の時間という具体例を出しております。これらを記載いたしませんと、何を議論するのかとなります。たしかに要綱があればよいのですが、懇談会の委員さんのご理解を助けるという意味で要綱を具体化した方針を出したものでございます。

丸田委員 確認ですが、教育委員会はどちらかということと公立について、議論あるいは運営をしているわけですが、今回の懇談会のメンバーを見ますと公立プラス私立、学校のグレードでいうと幼稚園・保育園から小中学校、高校、大学というところをあわせるということになるのか。

事務局参事 どちらかということと公立の方のご意見をということになるかと思いますが、杉並の教育ということですから、私立のことも出てくることは考えられます。幼稚園は範疇に入りますが、高校・大学というところまでは視野に入れておりません。

ただ、それに関係する議論は出てこようかとも考えられます。

丸田委員 杉並の教育という概念がぼやっとしているので、学校がたくさんあり、その連携をどうするかとか。広げていくときりがない。教育委員会の権限の範疇を超えていく恐れもある。

教育長 今の場合、21世紀を展望する、五年、十年、二十年を考える大胆な提

言をいただきたいと密かに考えておりますので、あまり現状追認ではなく、これからの公教育のあり方はどうなのかを、私学のいまのあり方を含めて提言をいただきたいと思っております。

委員長職務代理者 私は一番今後問題となるのは、学校選択制ではなく、少子化だと思っております。学校に児童生徒が少なく、元気のない学校が多くなるというのをどうするかというのが、一番大きな問題だと思うのです。ここでは記載がないからやらないつもりかもしれませんが、今の学校の問題を考えるとときには避けて通れない問題だと思います。

丸田委員 いま、大門委員おしゃられたのはどこでも問題になっており、少子化支援事業という予算まで。一番予算がとおりやすく、各部局が競ってやっている。

少子化を追認するのか、少子化を食い止めるのか。どういう社会環境を造っていくべきか、そのときに学校の位置付けはどうなのか。そういう原点に戻って行くことが必要ではないか。

委員長職務代理者 なんとなくずるずる減っていく。学校に元気がなくなっていくということにもっと注意していかなければならない。

委員長 どちらかというソフトの面ばかりで、学校の緑化とか学校の環境をどうするかということも、ぜひ考えていただきたい。

教育長 1番の魅力ある教育の推進のなかで、「学習できる環境整備のあり方」のなかでいろいろ議論いただけるものと考えております。

鬼丸委員 いまの緑の問題で、環境ホルモンが話題となっていますね。現在、十組の夫婦のうち1組は不妊なんだそうですね。そういう意味で、実は少子化というのは、環境からも影響を受けていて、きっても切り離せない問題だと思います。

委員長 よろしいございますか。

(「なし」の声)

懇談会の設置は意義のあることです。杉並の教育の全体を考えて、そのひとつに、自由化の問題もある。自由化があるから、この懇談会を設置するというのではなく、そのような考えで捉えていただければ、懇談会のメンバーの方にも大いに活躍していただけるものと思います。

次に3番。「平成12年4月1日現在、児童・生徒数、学級数について」

及び「健康学園入園児童決定状況について」学務課長お願いします。

学務課長 平成12年度の同意協議一覧ということでご報告をさせていただきます。これにつきましては、前回2月21日の教育委員会で「暫定同意」ということでご報告いたしておりますが、その4月1日版ということでございます。

下の枠の中に学年ごとの集計がございます。これによりまして説明させていただきます。児童数、小学校1年生でございますが、2,803名で93学級ということで、前年度に比して3名増、学級数で1。()書きのところが前年度でございます。2年生が2,784名で92学級。3年生が2,792名で94学級。4年生が2,887名で93学級。5年生2,788名で93学級。6年生が3,157名で101学級ということで、合計で17,211名で前年比463名の減。学級数が566学級で前年比11学級の減でございます。2月時点の暫定同意に比べますと学級数では、前回は563でしたので3学級増となっております。

中学校ですが、1年生が2,419名で72学級。2年生が2,366名で73学級。3年生が2,588名で75学級。計で7,373名で220学級で、前年比172名の減で6学級の減でございます。暫定同意に対しましては、217学級でございましたので、3学級の増となっております。

特徴的なことを二、三申し上げますと、小学校で杉並第四小学校が6学級ということで、各学年が1学級でございます。また、若杉小学校が6学級で同じく単学級でございます。学級の編制につきましては、4月1日、その後4月7日にもう一度、その期間の増減を見て、見直しをする仕組みで、若杉小学校ににつきましては、6年生が40名で1学級でございますが、42名になります。鳥取県と島根県から転入がございます。制度的に変更申請をし、増学級ができるということで、申請をいたします。

それから、一番大きな学級は、小学校では浜田山小学校で前年が734名で、22学級でしたが、今年は743名で22学級。児童数としては、まだ増の傾向にあるということです。児童数では、永福南小学校が193名ということで、最も児童数が少ないということになります。昨年は206名でさらに減ったということです。ただし、学級数は8学級になります。

中学校でございますが、高円寺中学校ですが、昨年は全学年2学級でしたが、1年生が3学級になりましたので、7学級となりましたが、最小の学級

数でございます。そういったところが、特徴的なところでございます。

1校あたりの平均規模でございますが、小学校が391.16名。昨年が401.68名ですから、若干の減。学級数につきましても13.11から12.86ということでございます。中学校につきましても、320.57名、昨年が328.04名。学級数では、9.83から9.57ということで、少しずつ減少しております。

続きまして、健康学園の報告でございますが、これについても3月8日の教育委員会で見込みということでご報告をいたしておりますが、その4月1日版ということになります。

入園児童の状況でございますが、合計欄をご覧ください。男子児童19名。()書きは継続児童ということで、前年度からの引き続いてということになります。女子児童が12名で計31名ということで、2名増ということになります。病類別では、記載のとおりとなります。

増でございますが、追加募集の結果ということでございます。これは6年生です。それから、注書きですが、新規入園が11名、継続が22名ということで継続が当初では66.4%でございます。ちなみに昨年度では新規12名、継続17名の29名で、継続比率58.6%。10年度が新規13名、継続14名の51.8%ということでございます。

今後の入園追加募集の予定でございますが、5月の募集が4月14日申込締切り、21日面接・判定会議という予定で、現段階では入園予定日が5月6日と予定しています。以上でございます。

委員長 南伊豆健康学園の追加募集については、昨日配付された広報すぎなみで写真入りで出ていました。入園の見込みはどうか。

学務課長 毎年若干名は入園しておりますので、若干名の入園を見込んでおります。

委員長 なにかございますか。

(「なし」の声)

それでは、「国旗、国歌の実施状況について」指導室長お願いいたします。

指導室長 報告に先立ちまして、小学校が4月6日、中学校が4月7日。天候にも恵まれ、全校が無事すばらしい入学式を実施したとの報告を受けております。

小学校の国旗、国歌の実施状況につきましては、資料にありますように国旗につきましても43校、なしが1校。国歌につきましても、斉唱35校、メロディ

のみ8校、なしが1校でございます。

中学校につきましては、国旗が23校、国歌につきましては、斉唱21校、メロディのみ2校。この2校につきましては、非常に荘厳なメロディで、あわせて歌っていた状況もあったと聞いております。私からは以上でございます。

委員長 何かございませんか。それでは、国旗も掲げず、国歌もないというのは小中学校をあわせて1校だけだということですね。

指導室長 はい。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声)

では、次に「教育委員会後援等名義使用承認について」「平成11年度青少年委員実践集録の発行について」「文化財保護指導員の委嘱について」以上、社会教育スポーツ課長お願いします。

社会教育スポーツ課長 名義使用承認につきましては、旧振興課の5番「クラシック音楽を楽しむ街荻窪実行委員会の荻窪の街コンサート」のみ新規でございます。その他実績については、記載のとおりでございます。

次に、11年度の青少年委員の実践集録をお手元にありますように発行いたしております。

最後に、文化財保護指導員の委嘱でございますが、第10期文化財保護指導員ということで、お手元に資料がございます。委嘱期間が平成12年4月1日から平成14年3月31日までの2年間。7名でございますが、すべて第9期を務めていただいた方でございます。経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

なお、上井草スポーツセンターの二期工事が完成いたしましてので、この場にて報告させていただきます。

昨年の6月30日から本年3月15日までの工期によりまして、上井草スポーツセンターのテニスコートとジョギング走路の二期工事を実施してはりましたが、3月28日に完成し、引渡しを受けております。4月1日よりオープンしております。テニスコートが4面、ジョギング走路、外周ですが約800mがオープンしております。ジョギング走路は、朝6時から夜9時までで運用しております。以上でございます。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声)

それでは、「杉並区済美日曜教室実施要綱の制定について」社会教育センター所長をお願いします。

社会教育センター所長 趣旨でございますが、実は青年学級振興法がこの4月1日をもって廃止となり、根拠法を失った関係から、事業存続のために今般要綱を制定するものであります。

制定内容につきましては、これまでの済美青年学級に準じるものでございます。以上でございます。

委員長職務代理者 これまでの青年学級と同様に運営されていると考えてよろしいですか。

社会教育センター所長 従前の運営と同様に実施いたしております。

委員長 ほかにございませんか。参加者は現在どのくらいなのか。

社会教育センター所長 現在在籍者は123名で、年齢が15歳から54歳までとなっております。ほとんどが知的発達障害者の方でございます。

教育長 事業内容は、11年度までと同様と考えていいわけですね。

社会教育センター所長 これまでと同様でございます。

委員長 「区立図書館の特別整理に伴う臨時休館について」図書館次長お願いいたします。

中央図書館次長 図書の特別整理のために、記載のとおりの8館において、記載の期間休館いたします。周知方法については、広報すぎなみ及び告示をもって行います。以上でございます。

委員長 特にございませぬ。以上で本日の委員会を終了いたします。